



2022年6月27日

各位

会社名 アジャイルメディア・ネットワーク株式会社
代表者名 代表取締役社長 荒木 哲也
(コード番号 6573 グロース)
問合せ先 管理部 部長 寺本 直樹
(TEL 03-6435-7130 (代表))

臨時株主総会開催日及び
監査等委員会設置会社への移行に伴う定款一部変更など
付議議案の決定に関するお知らせ

当社は、2022年5月20日付「第15期定時株主総会の継続会の開催日ならびに臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」にて開示のとおり、2022年6月9日を基準日と定め、臨時株主総会を開催する旨のお知らせをいたしておりましたが、2022年6月27日開催の当社取締役会において、臨時株主総会開催日及び監査等委員会設置会社への移行などの付議議案について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会の開催日・場所・付議議案について

1. 日 時 2022年8月9日(火曜日) 午前10時(受付開始 午前9時30分)

2. 場 所 東京都千代田区内幸町1丁目3-1 幸ビルディング

TKP 新橋カンファレンスセンター ホール14A

3. 目的事項

決議事項 議案 第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

2. 各議案の内容について

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

2021年5月・2022年2月の2度にわたって行った第三者委員会の調査により発覚した当社役職員(退任済

みの者も含む。)による資金流用ならびに不適切な会計処理について、再発防止を徹底しコーポレートガバナンス体制を強化することを目的に、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し更なる監視体制の強化を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行するものです。

(2) 変更の内容

現行定款	変更案
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行通り)
<p>第4条 (機関)</p> <p>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p>3. 監査役会</p> <p>4. 会計監査人</p>	<p>第4条 (機関)</p> <p>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p><u>2. 監査等委員会</u></p> <p><u>3. 会計監査人</u></p>
第5条～第18条 (条文省略)	第5条～第18条 (現行通り)
<p>第19条 (員数)</p> <p>当社の取締役は、8名以内とする。</p>	<p>第19条 (員数)</p> <p>当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> は、8名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</u></p>
<p>第20条 (選任方法)</p> <p>当社の取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。</p>	<p>第20条 (選任方法)</p> <p>当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。</p>
第21条 (任期)	

<p>取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2. 補欠または増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第 22 条 (代表取締役および役付取締役) 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議で定める。</p> <p>2. 代表取締役のうち 1 名は取締役社長とし、当会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会の決議により、取締役の中から取締役副社長、専務取締役および常務取締役を選定することができる。</p> <p>4. 取締役会の決議により、前項に規定する者の中から業務執行取締役を選定することができる。</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>第 24 条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p>	<p>第 21 条 (任期) 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 22 条 (代表取締役および役付取締役) 会社を代表すべき取締役は、取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の中から取締役会の決議で定める。</p> <p>2. 代表取締役のうち 1 名は取締役社長とし、当会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会の決議により、取締役の中から取締役副社長、専務取締役および常務取締役を選定することができる。</p> <p>4. 取締役会の決議により、前項に規定する者の中から業務執行取締役を選定することができる。</p> <p>第 23 条 (現行通り)</p> <p>第 24 条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各<u>取締役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p> <p>第 25 条 (現行通り)</p>
---	--

<p>第 26 条（取締役会の決議の省略） 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。</p> <p>第 27 条（条文省略） （新設）</p> <p>第 28 条（条文省略）</p> <p>第 29 条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 30 条（条文省略） <u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p> <p><u>第 31 条（員数）</u> <u>当社の監査役は、5 名以内とする。</u></p> <p><u>第 32 条（選任方法）</u> <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主</u></p>	<p>第 26 条（取締役会の決議の省略） 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第 27 条（現行通り）</p> <p><u>第 28 条（重要な業務執行の決定の委任）</u> <u>当社は、取締役会の決議によって、重要な業務執行（会社法第 399 条の 13 第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 29 条（現行通り）</p> <p>第 30 条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>第 31 条（現行通り） <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u></p>
---	--

<p><u>が出席し、その議決権の過半数もって行う。</u></p>	
<p><u>第 33 条 (任期)</u> <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p><u>第 34 条 (常勤の監査役)</u> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p><u>第 35 条 (監査役会の招集通知)</u> <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p><u>第 36 条 (監査役会の決議方法)</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p><u>第 37 条 (監査役会の議事録)</u> <u>監査役会の議事については法務省令に定めるところにより、議事録を作成する。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p><u>第 38 条 (監査役会規程)</u> <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程によるものとする。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p><u>第 39 条 (報酬等)</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>

<p><u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>第 40 条 (監査役との責任限定契約)</u> <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に会社法第 423 条第 1 項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項各号に規定する金額の合計額とする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>第 5 章 監査等委員会</u></p> <p><u>第 32 条 (常勤の監査等委員会)</u> <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定する。</u></p> <p><u>第 33 条 (監査等委員会の招集通知)</u> <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>第 34 条 (監査等委員会の決議方法)</u> <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>第 35 条 (監査等委員会の議事録)</u> <u>監査等委員会の議事については法務省令に定めるところにより、議事録を作成する。</u></p>
--	---

<u>(新設)</u>	<u>第 36 条 (監査等委員会規程)</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程によるものとする。</u>
第 41 条～第 44 条 (条文省略)	第 37 条～第 40 条 (現行通り)
附則 (条文省略)	附則 (現行通り)
<u>(新設)</u>	<u>(附則の 2)</u> <u>当社は、2022 年 8 月開催の臨時株主総会終結前の監査役 (監査役であった者を含む。) の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u>

第 2 号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 2 名選任の件

当社は、第 1 号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役全員 (3 名) は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 2 名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第 1 号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	
1	あらき てつや 荒木 哲也 (1968年 8 月 31 日) 所有する当社の株式の数 一株	1994 年 8 月 1996 年 12 月 2007 年 4 月 2011 年 10 月 2014 年 3 月 2018 年 1 月 2021 年 9 月 2022 年 5 月	日本アグファ・ゲバルト株式会社 入社 アドビシステムズ株式会社 入社 ポイント・アット株式会社 設立 バリューコマース株式会社 入社 Kodak Alaris Japan株式会社 入社 当社入社 当社取締役 当社代表取締役社長 (現)
<p>■取締役候補者とした理由 当社社長として経営を担っており、豊富な経験と企業経営に関する幅広い知見は、取締役の職務執行の監督に十分な役割を果たしており、取締役会の監督機能の強化のために適切な人材であることから選任しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	
2	まつみや ゆきこ 松宮 優紀子 (1979年12月17日) 所有する当社の 株式の数 一株	2002年4月 2003年9月 2005年10月 2019年1月	株式会社ズームエンタープライズ 入社 株式会社エレファントコミュニケーションズ 入社 株式会社サイバーエージェント 入社 当社入社(現)
<p>■取締役候補者とした理由</p> <p>広告業界で培った経験、ならびに当社入社以降、主力事業であるアンバサダープログラムの企画・提案を行う営業部にて部長職を務め、当社の事業推進への豊富な経験と実績を有していることから、企業価値向上に寄与する適切な人材であることと判断し、候補者といたしました。</p>			

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	
1	のぐち あつし 野口 敦 司 (1979年11月8日) 所有する当社の株式の数 一株	2011年4月 2014年10月 2014年10月 2018年6月 2018年6月 2018年6月 2018年7月 2019年9月 2022年7月	渦潮監査法人 入所 友朋監査法人 入所 株式会社ウィン・コンサルティング 入社 株式会社 NB 建設 監査役 株式会社 NB 建設北関東 監査役 株式会社 NB インベストメント 監査役 (現任) アーバン・スタッフ株式会社 監査役 株式会社シェアードコンサルティング マネージャー (現任) 同社 取締役 (予定)
<p>■監査等委員である取締役候補者とした理由</p> <p>公認会計士の資格を有しており、また監査法人における監査業務や複数企業において監査役を歴任しており経験が豊富であることから、監査等委員として取締役会における監督・牽制機能が十分に発揮できると判断し、監査等委員である取締役の候補者となりました。</p>			
2	とよしま ひでなお 豊嶋 秀 直 (1939年3月30日) 所有する当社の株式の数 一株	1965年4月 1988年12月 1990年4月 1993年7月 1994年4月 1997年12月 2000年11月 2004年6月	東京地方検察庁 検事 東京高等検察庁 検事 東京地方検察庁 公安部長 最高検察庁 検事 長崎地方検察庁 検事正 公安調査庁 長官 福岡高等検察庁 検事長 豊嶋法律事務所 所長 (現任)
<p>■監査等委員である取締役候補者とした理由</p> <p>弁護士資格を有し、公安調査庁の長官や検察庁の検事長を歴任するなど法曹界に長年従事していたことから、当社コーポレートガバナンス向上に向けて、監査等委員として取締役会における監督・牽制機能が十分に発揮できると判断し、監査等委員である取締役の候補者となりました。</p>			
3	みずの やすひこ 水野 靖 彦 (1975年8月15日) 所有する当社の株式の数 一株	2002年4月 2011年1月 2013年11月 2015年8月 2018年10月 2019年8月 2022年1月 2022年6月	松下電器産業株式会社 (現パナソニック株式会社) 入社 株式会社ファーストリテイリング入社 株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ入社 株式会社ライフドリンクカンパニー執行役員管理本部長 三井農林株式会社コーポレートグループリーダー 株式会社プレアス代表取締役社長 (現任) 当社監査役 (現任) 株式会社絵本ナビ取締役CFO (現任)
<p>■監査等委員である取締役候補者とした理由</p> <p>事業会社において長年管理部門に従事しており、管理部門における責任者ならびに役員としての豊富な経験と幅広い経験を有していることから、監査等委員として取締役会における監督・牽制機能が十分に発揮できると判断し、監査等委員である取締役の候補者となりました。</p>			

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬等の限度額は、2017年3月30日開催の定時株主総会において、100,000千円以内と決議いただき今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を従来と同額の年額100,000千円以内と定めること及び取締役（監査等委員であ

る取締役を除く。)に対する具体的な金額、支給時期等の決定は取締役会決議によるものといたしたく存じます。

本議案は、世間水準、従業員給与とのバランス、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務及び人材確保等を勘案の上、必要かつ合理的な範囲で取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬枠を決定するものであり、相当であると判断しています。

なお、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は2名となります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬等の額を、監査等委員の職務と責任を考慮して、年額15,000千円以内と定めること及び各監査等委員である取締役に対する具体的な金額、支給時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものといたしたく存じます。

本議案は、世間水準、監査等委員である取締役の職責、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額の水準及び人材確保等を勘案の上、必要かつ合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬を決定するものであり、相当であると判断しています。

なお、第3号議案が原案どおり承認されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

以上